

# ワンタイムパスワードサービス利用規定

2020年1月20日現在

## 1. ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、WEBバンキングサービス、WEB-FBサービス（以下「インターネットバンキングサービス」といいます。）の利用に際し、当金庫所定の方法により生成され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を、契約者IDおよびログインパスワードに加えて用いることにより、お客様本人の認証や、資金移動等の各種取引時に、ワンタイムパスワードを用いて、お客様本人の認証を行います。

## 2. 利用資格

本サービスの利用者は、インターネットバンキングサービスを契約しているお客様に限るものとします。

## 3. 利用申込および利用開始登録

- (1) 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

① ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式で、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

② ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、お客様はアプリをスマートフォン等の金庫所定の端末（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、WEBバンキングサービス、WEB-FBサービス（以下「インターネットバンキングサービス」といいます。）の利用に際し、当金庫所定の方法により生成され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を、契約者IDおよびログインパスワードに加えて用いることにより、お客様本人の認証や、資金移動等の各種取引時に、ワンタイムパスワードを用いて、お客様本人の認証を行います。

- (2) 利用申込及び利用開始

① ハードウェアトークン

お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。

A. WEBバンキングサービス

お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID」、「ログインパスワード」を入力したうえで、当金庫所定の登録画面に「資金移動用パスワード」、トークン裏面に記載の「シリアル番号」およびトークンに表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するIDおよびパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

B. WEB-FBサービス

お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページよりWEB-FBサービスへログインのうえ、ワンタイムパスワード認証情報管理画面を表示し、トークン裏面に記載の「シリアル番号」およびトークンに表示される「ワンタイムパスワード」および「承認用パスワード」または「都度振込送信確認用パスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となり

ます。

## ② ソフトウェアトークン

### A. WEBバンキングサービス

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID」、「ログインパスワード」を入力したうえで、当金庫所定の登録画面に「資金移動用パスワード」、アプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するIDおよびパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

### B. WEB-FBサービス

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページよりWEB-FBサービスへログインのうえ、ワンタイムパスワード認証情報管理画面を表示し、アプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」および「承認用パスワード」または「都度振込送信確認用パスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

## 4. 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、インターネットバンキングサービスの利用に際し、お客様が端末を用いる場合には、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID（WEB-FBの場合は電子証明書）およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は契約者IDまたは電子証明書、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者IDまたは電子証明書、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者IDまたは電子証明書、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

## 5. トークンの有効期限

- (1) ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となると、ハードウェアトークンのボタン押下時に電池残量を表示しますので、ハードウェアトークン再発行の申込みを行うか、ソフトウェアトークンへの切替を行ってください。

利用できなくなったハードウェアトークンはお客様の責任において破壊のうえ破棄してください。なお、故障による再発行の場合は、当金庫所定の手続きにより当金庫に返却してください。

ソフトウェアトークンへの切替は、ソフトウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うことによるものとします。

- (2) 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、新しいハードウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うものとします。
- (3) ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードには利用期限はありません。
- (4) 前記(3)に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらかじめソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

## 6. トークンの紛失及び盗難

- (1) お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。
- (2) 前記(1)の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハード

ウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に郵送します。当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、お客様にアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。

- (3) 前記(2)によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条の利用開始登録を行うものとします。

## 7. 利用料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワードサービス利用料（以下「本サービス利用料」といいます。）をいただく場合があります。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。
- (2) 本サービス利用料は、お客様の利用開始登録の実施有無にかかわらず、当金庫所定の月から発生するものとします。また、当金庫が一旦引き落とした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。
- (3) 当金庫は本サービス利用料をお客様に個別に通知することなく変更する場合があります。

## 8. 免責事項等

- (1) ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除く）が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫はいっさい責任を負いません。
- (2) トークンおよびワンタイムパスワードは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。トークンおよびワンタイムパスワードの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (3) トークンおよびワンタイムパスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。トークンおよびワンタイムパスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。ただし、帯広しんきんWEBバンキングサービス利用規定の第13条「不正な資金移動等」または帯広しんきんWEB-FBサービス利用規定の第13条「不正な資金移動等」に定める補てんの請求要件に該当する場合にはこの限りではないものとします。
- (4) 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- (5) お客様の届出住所が不正確であるため、または、お客様が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、お客様は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。
- (6) ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

## 9. 本サービスの解約等

- (1) 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) お客様が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
- (3) 前記(2)にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。
- (4) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が

生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。

- (5) 前記(1)から(4)の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。
- (6) WEBバンキングサービスが解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

## 10. 譲渡・質入の禁止

お客様は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

お客様はソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

## 11. 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、WEBバンキングサービス利用規定、WEB-FBサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

## 12. 規定の変更等

当金庫は、この規定の各条項その他の条件(この規定の各条項において個別に変更する必要がある旨を定めるものを含みますが、これらに限られません)を変更する必要がある場合には、お客様に個別に通知することなく、店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で、変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日を周知することにより合理的な範囲で任意に変更できるものとします。

変更の効力発生日以降は変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

## 13. 準拠法・管轄

- (1) 本契約の契約準拠法は日本法とします。
- (2) 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店所在地を管轄する地方裁判所とします。

以上